

# 平成22年度の調査地区及び小字名です。

(事業費の縮小等により調査地区の変更も予想されます)

## 大根占

### ① 段中野地区 0.93 km<sup>2</sup>

屋敷・栗ノ尾・五郎山・枝迫・川内・村ノ下・段・鳥居ヶ松・伐木場・崩迫・野首

### ② 半下石地区 1.34 km<sup>2</sup>

園林寺山・完込・蝙蝠ヶ宇都・本鉄山・馬庭・後河内・栗ノ木山・半下石・小平・鎮守山・殿原・深山ヶ平・岩迫

## 田代

### ③ 麓地区 1.01 km<sup>2</sup>

永田・永田後・仮川・橋口・郷ノ尾・曲迫・枯松ヶ尾・御手洗・石ワタセ  
駄床・大迫・中久保・馬場頭・八枝・米石原・佛川・勘畠

### ④ 川原地区 0.35 km<sup>2</sup>

井迫・猿口・高塚・高塚岩測・高塚大迫・坂ノ口・袖山尾崎・袖山平原・籠松

## ● 地籍調査について

- 1 年間の立会い日程計画をつくり、通知します。
- 2 現地調査（立会い）前に集合場所・時間等を示し、立会依頼の通知文書を出します。
- 3 立会いが出来ない場合は代理人の委任状を出していただいております。
- 4 南部開発等の終了した地域は地籍調査と同じ精度の測量が行われておりますので対象外です。
- 5 地籍調査では、台帳名義人の変更（名義変更）はできません。
- 6 地籍調査では、ある一定の条件が必要ですが、土地の分筆・合筆・地目変更・住所変更は出来ます。
- 7 地籍調査で打った杭は各自で管理していただきます。  
(年間何千本かの杭を打ちますので役場で管理することは不可能です。ご理解ください。)
- 8 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭（境界杭とは別です）を打たせていただきます。この際測量は見通しがきかないと出来ないなので雑木等の枝払いをさせていただく場合があります。
- 9 公民館等の主なところに黄色の目印テープを用意しておりますので、立会い日までに境界の枝払いをし、なえ竹等にテープを結んで境界のしるしをして立ててください。
- 10 平成22年度の現地立会いは、5月頃から行う予定です。